

議案第12号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤岡 勇

提案理由要旨

災害援護資金の償還に係る据置期間については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第7条第2項括弧書の規定により特例が設けられているため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年朝来市条例第136号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>（災害援護資金の限度額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち 3年 <u>（令第7条第2項括弧書で定める場合は、5年）</u> とする。</p>	<p>（災害援護資金の限度額）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち 3年とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。